

財務省告示第二百六十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十七年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第二百三十三回）	平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項及び財政融資金特別會計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別會計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機關は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格による発行（以下「非とするものによる発行（以下「非

五

方募

イ

入 価 札 格 競 行 争

争 入 札 発 行 と いう。)
市 場 特 別 参 加 者 第 一 非 価 格 競
る も の に よ る 発 行 第 一 非 価 格 競
参 加 者 各 国 債 市 場 特 別
て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別
し た 後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ
び 価 格 競 争 入 札 発 行 と いう。) 及
価 格 競 争 入 札 発 行 第 一 非
を 定 め る も の に よ る 発 行 第 一 非
を 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場
場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
競 争 入 札 発 行 と いう。) 及
競 争 入 札 発 行 と いう。) 及

口

札 発 行 争 入

各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。 各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ
り 割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

八

特 別 参 加 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

入 価 札 格 競 行 争

億 額 円 面 金 額 で 一 兆 五 千 五 百 八 十 一

発

行 争 入 札 格 競 行 争 額

億 額 円 面 金 額 で 一 兆 五 千 五 百 八 十 一

七		二		八		口																									
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非														
発	競	札	格	入	入	札	・	別	債	入	札	格	・	別	債	発	競														
行	争	発	競	札	札	発	第	参	市	札	札	発	第	参	市	行	争														
入	入	行	争	発	発	行	加	場	場	入	入	行	加	場	場	入	入														
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額														
百	百	四	一	三	利	第	国	千	利	第	国	百	利	第	国	三	面	行	第	万	面	行	十	円	七	債	の	例	政	う	
円	二	十	兆	億	付	一	債	二	付	一	債	二	付	一	債	百	金	し	五	円	金	し	一	、	百	に	規	等	運	ち	
	九	万	千	円	国	項	理	七	国	項	理	九	国	項	理	億	で	利	条	、	で	利	条	、	十	つ	に	に	の	平	
	億	円	五		債	の	基	十	に	の	基	億	に	の	基	万	四	付	第	国	千	付	第	、	五	い	に	に	の	成	
	二	百	八		に	規	金	八	つ	規	金	二	つ	規	金	円	千	国	項	の	九	国	項	、	億	は	基	に	に	の	十
	千	七	十		つ	定	に	億	い	に	に	い	に	に	に	七	七	に	債	の	百	に	つ	、	十	、	づ	づ	の	七	
	百	八	八		て	基	特	円	て	基	特	、	て	基	、	八	十	に	規	定	九	に	、	千	額	は	き	行	の	年	
	四	億	六		、	づ	会		、	づ	会	円	、	づ	、	十	六	に	の	基	十	に	、	億	面	額	は	き	の	度	
	十	六	千		額	き	計		額	き	計	、	額	き	計	億	は	に	の	九	に	、	十	金	は	付	行	の	に		
	万	八	百		面	発	法		面	発	法	、	面	発	法	三	、	は	に	億	に	、	十	額	は	付	行	の	お		
	五	百			金	行	第		金	行	第	、	金	行	第	千	、	は	に	十	に	、	十	額	は	付	行	の	ける		
					額	した	五条		額	した	五条	、	額	した	五条	、	は	に	の	十	に	、	十	額	は	付	行	の	財		
					で	た			で	た		、	で	た		、	は	に	の	十	に	、	十	額	は	付	行	の	財		

十二

利率

年〇・一パーセント

入札発競争非者特

債及入札格第

争入札格第

者・別

特

国債市

札発競争

非入札格第

入札格第

十十
イ一
発

平す額の振
成る。整載又の
十七年六月二十日

額の上額
面の面
金そ金
額れ額
百ぞ百
円れ円
につの
つき応募
百円格
円五銭
以

九八
振額最
替單位

五万円
の記載又は規定による振替口座簿
の金額に最も低い額と

行争非者特

国債市

行争非者特

国債市

入札格第

者・別

二

三億十五万円

八

円千二百七十八億六千三百九十萬

十三 初期利子

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成十九年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元金

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十七 払込期日

平成十七年六月二十日